

政令第 号

道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二百二条第一項から第三項までの規定に基づき、この政令を制定する。

道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の表十四の項を同表十五の項とし、同表十三の項中「自動車検査証、」を削り、同項を同表十四の項とし、同表十二の項の次に次のように加える。

十三 自動車検査証の再交付を申請する者

一件につき二百五十円

第二条の表一の項下欄第一号イ中「検査対象軽自動車及び」を削り、「千円」を「千四百円」に改め、同号ロ中「検査対象軽自動車及び」を削り、「千二百円」を「千五百円」に、「千円」を「千三百円」に改め、同欄第二号中「ともに」を「共に」に、「千円」を「千三百円」に改め、同欄第三号中「限る。」を「限る。」に改め、同号イ及びロを削り、同欄第四号イ中「二千円」を「二千五百円」に改め、同号ロ中「千四百円」を「千九百円」に改め、同号ハ中「二千円」を「二千二百円」に改め、同表二

の項下欄第一号イ中「検査対象軽自動車及び」を削り、「千円」を「千二百円」に改め、同号口中「検査対象軽自動車及び」を削り、「千二百円」を「千四百円」に、「千円」を「千二百円」に改め、同欄第二号中「千円」を「千二百円」に改め、同欄第三号中「限る。」を「限る。」 千四百円」に改め、同号イ及びロを削り、同欄第四号イ中「小型自動車」の下に「及び検査対象軽自動車」を加え、「千七百円」を「千八百円」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「千八百円」を「千九百円」に改め、同号ハを同号ロとし、同表三の項下欄第一号中「二千円」を「二千五百円」に改め、同欄第二号中「千四百円」を「千九百円」に改め、同欄第三号中「二千円」を「二千二百円」に改め、同表四の項下欄第一号中「ともに」を「共に」に、「千円」を「千三百円」に改め、同欄第二号中「限る。」を「限る。」 千四百円」に改め、同号イ及びロを削り、同欄第三号イ中「二千円」を「二千五百円」に改め、同号ロ中「千四百円」を「千九百円」に改め、同号ハ中「二千円」を「二千二百円」に改める。

第三条第一項中「四百円と」を「五百円と」に改める。

## 附 則

この政令は、令和五年一月一日から施行する。

理由

自動車検査証の電子化等に伴い、自動車の新規検査等の申請をする者が納める手数料の額を改定する必要があるからである。